

記載例

整理番号:

個人名義の場合

申請者住所、連絡先、氏名、生年月日をご記載ください。

法人名義の場合

法人番号、登記上の本店所在地、連絡先、法人名、代表者氏名をご記載ください。

申請書・営業届 (新規)

申請者情報、営業施設情報をオープンデータとして公開されたくない場合は、チェックをして下さい。

の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)

申請者・届出者情報	郵便番号: 154-8504	電話番号: 03-5432-2906	FAX番号: 03-5432-3054
	電子メールアドレス: @ .		法人番号: ○○○○○○○○○○○○○○
	申請者・届出者住所 法人にあっては、所在地 東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号		
	申請者・届出者氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 株式会社世田谷 代表取締役 世田谷 太郎		(生年月日) 年 月 日生

営業施設情報	郵便番号: 154-8504	電話番号: 03-5432-2906	FAX番号: 03-5432-3054
	電子メールアドレス: @ .		
	施設の所在地 世田谷区世田谷4丁目22番35号 ハサップビル101		
	(ふりがな) せたがや		
	施設の名称、屋号又は商号 Setagaya		
	(ふりがな) せたがや はなこ		
	食品衛生責任者の氏名 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 世田谷 花子	資格の種類 食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	受講した講習会 都道府県知事の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称: 東京都 ○年○月○日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理食品	自由記載		
自動販売機	業態 レストラン(寿司屋、居酒屋、カフェ、総菜屋など)		
HACCPの取組	ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 HACCPに基づく衛生管理 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		

該当する資格に丸をしてください。  
食管: 食品衛生管理者 食監: 食品衛生監視員 調: 調理師  
製: 製菓衛生師 栄: 栄養士 船舶: 船舶調理士  
と畜: 衛生管理責任者(と畜場法) 食鳥: 食鳥処理衛生管理者  
都道府県知事の講習会: 受講した都道府県と受講日をご記載ください

業種に 応じた 情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設
	輸出食品取扱施設 この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

営業届出	営業の形態	備考
	1 乳類販売業	
	2	

営業届出も併せてある場合は、別表2の一覧から該当する営業の形態を選んでご記載ください。

担当者	(ふりがな) せたがや はなこ	電話番号	届出収受印
	担当者氏名 世田谷 花子	03-5432-2906	

食品衛生申請等システム登録の承諾 [ 有 ・ 無 ]

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係	該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	

営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 (ふりがな)	全粉乳(その容量が1400グラム以下である缶に収められるもの) 加糖粉乳 魚肉ハム 食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) 調製粉乳 魚肉ソーセージ マーガリン 添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) 食肉製品 放射線照射食品 ショートニング
	食品衛生管理者の氏名 <small>「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要</small>	~ を製造する場合は、食品衛生管理者の設置が必要となりますので、世田谷保健所へご相談ください
使用水の種類 水道水( <input checked="" type="checkbox"/> 水道水、 <input type="checkbox"/> 専用水道、 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ) 以外の飲用に適する水	貯水槽や井戸水を使用する場合は <input type="checkbox"/> にチェックしてください	

業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 (ふりがな)	認定番号等
	ふぐ処理者氏名 ふぐ処理する営業の場合	

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面(事業承継の場合は省略可) (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果	該当する場合は、別途手続きが必要になりますので、世田谷保健所にご相談ください。
------	--	---

営業譲渡	営業の譲渡者の署名
------	-----------

許可番号及び許可年月日	営業の種類	手数料	備考
1	飲食店営業		
2	菓子製造業		
3			
4			

備考	自動販売機の許可の場合、同一フロア内にある許可営業に当たる自動販売機の台数をご記載ください。	給食施設の場合は、日の合計食数、朝昼晩それぞれの食数をご記載下さい。
----	--	------------------------------------

所属組合 未加入 定休日 土日、祝日 営業時間 8:30 ~ 17:00	自販機 台数 _____ 台 自動車 タンク容量 _____ 車台番号: _____	食数情報 合計 _____ 食/日 朝: _____ 昼: _____ 晩: _____ その他: _____	料金収納済印
---	--	--	--------

別表1 主として取り扱う食品等

分類	主として取り扱う食品等
自動販売機	飲料自動販売機 食品自動販売機
農産食品	米穀 麦類 雑穀 豆類(種子用及び未成熟のものを除く。) 粉類(雑粉、豆粉、いも粉等を含む。) でん粉 野菜 果実 その他の農産食品
畜産食品	生鮮肉類(冷蔵又は冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く。) 乳 食用鳥卵 はちみつ その他の畜産食品(加工製品を除く。)
水産食品	魚類 貝類 水産動物類(魚類、貝類及び海産ほ乳類を除く。) 海産ほ乳動物類 海藻類
農産加工品	野菜加工品 果実加工品 茶、コーヒー及びココアの調製品 香辛料 めん・パン類 穀類加工品 菓子類 豆類の調製品 その他の農産加工食品
畜産加工食品	肉製品 酪農製品 加工卵製品 その他の畜産加工食品
水産加工食品	加工魚介類 加工海藻類 その他の水産加工食品 調味料及びスープ
その他の食料品	食用油脂 調理食品 他に分類されない食料品
飲料、氷	アルコールを含まない飲料 アルコールを含まない飲料含む飲料(医薬品を除く。) 氷
添加物	添加物
器具	合成樹脂製の器具
容器包装	合成樹脂製の容器包装

別表2 営業の形態(届出業種)

営業の形態	
1	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)
2	食肉販売業(包装済みの魚介類のみの販売)
3	乳類販売業
4	冰雪販売業
5	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)
6	弁当販売業
7	野菜果実販売業
8	米穀類販売業
9	通信販売・訪問販売による販売業
10	コンビニエンスストア
11	百貨店、総合スーパー
12	自動販売機による販売業(5コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)
13	その他の食料・飲料販売業
14	添加物製造・加工業(食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)
15	いわゆる健康食品の製造・加工業
16	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)
17	農産保存食料品製造・加工業
18	調味料製造・加工業
19	糖類製造・加工業
20	精穀・製粉業
21	製茶業
22	海藻製造・加工業
23	卵選別包装業
24	その他の食料品製造・加工業
25	行商
26	集団給食施設
27	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)
28	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
29	その他